

令和4年第6回

美里町農業委員会総会議事録

第6回美里町農業委員会総会

1 開催日時

令和4年6月24日(金) 午後1時30分から午後2時40分

2 開催場所

美里町役場南郷庁舎2階 多目的ホール

3 出席委員(14名)

1番	佐々木 幸一郎	2番	福田 なほ子	3番	鈴木 幸博
6番	後藤 幸太郎	7番	小野 保裕	8番	我妻 卓美
9番	片倉 澄子	10番	遊佐 恭一	11番	澁谷 正行
12番	久道 雄悦	13番	尾形 司	14番	古内 世紀
15番	邊見 勝寿	16番	伊藤 恵子		

欠席委員(1名)

4番 渡邊 雅光

4 報告事項

1. 農家相談日について
2. 使用貸借権の合意解約による通知について
3. 利用権設定の合意解約による通知について
4. 非農地証明願について

5 議 事

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
- 第3号議案 農地転用事業計画変更承認申請について
- 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

6 その他連絡・報告事項

- (1) 行事報告及び行事予定(令和4年6月～7月分)について
- (2) 令和4年度農地等の利用の最適化に関する意見について
- (3) その他

7 農業委員会事務局職員(3名)

事務局長 高橋 博喜
事務局次長 野田 浩司
総務係長 澤村 拓也

8 会議の概要

事務局長	<p>ただいまより令和4年第6回美里町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、伊藤会長よりご挨拶申し上げます。</p>
会長	<p>(挨拶内容省略)</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理すると規定されておりますので、会長に議事進行をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、これより令和4年第6回美里町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は4番渡邊雅光委員が欠席しておりますので、出席委員は14名であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。</p>
議長	<p>次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。美里町農業委員会会議規則第15条第1項の規定により、議長より指名いたします。14番古内世紀委員、15番邊見勝寿委員をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項1番、農家相談日について、6月6日に農家相談を行っておりますので、担当委員より報告をお願いいたします。</p>
後藤幸太郎委員	<p>後藤より報告いたします。</p> <p>6月6日、農家相談を実施しました。9時より南郷庁舎201会議室において、会長、小野委員、私の後藤3名でお待ちしておりましたが、相談者はございませんでした。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ご苦労さまでした。</p> <p>続きまして、報告事項2番、使用貸借権の合意解約による通知について、報告事項3番、利用権設定の合意解約による通知についてを一括で事務局より報告願います。</p>
事務局	<p>(報告事項2、報告事項3について、議案書に記載のとおり説明を行った)</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、事務局より一括で説明していただきましたが、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>ないようですので、続きまして報告事項4番、非農地証明願について事務局より報告をお願いいたします。</p> <p>また、6月13日に農地調査委員会において、現地調査を実施し</p>

ておりますので、事務局より説明後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

はじめに、事務局より説明願います。

事務局

(報告事項4について、議案書に記載のとおり報告を行った)

議長

ありがとうございました。

引き続き農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

古内世紀委員

農地調査委員会は、今月は尾形委員が所要のため欠席し、委員長である私古内と伊藤会長、邊見会長職務代理者、事務局から高橋局長、野田次長の計5名により、6月13日に現地調査を行いました。

非農地証明願についての意見。

番号4について。現地は●●地区の●●に位置しております。申請地は民地の防風林敷地として長年使用され、非農地化して20年以上経過していることから、証明書の発行は妥当と判断いたしました。

番号5については、●●地区の●●に位置しており、平成14年7月18日に住宅敷地として転用許可を受け、宅地造成された部分であります。現在も非農地の状態であることを確認しましたので、証明書の発行は妥当と判断いたしました。

以上です。

議長

ご苦労さまでした。

ただいま、事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしました。不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。

(なしの声あり)

議長

それでは、ないようですので、続きまして議事に入ります。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終了しましたので、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について審議いたします。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認め、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可については原案どおり許可といたします。

議長 続きまして、第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 (第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長 ありがとうございました。
事務局の説明が終了しましたので、第2号議案、農用地利用集積計画書審議について、番号156番を除く46件について審議いたします。質疑ありませんか。

古内世紀委員 14番古内です。議案番号の180番について質問いたします。
この対価について、●●円という大分格安になっておりますが、これは間違いではないでしょうか。1万5,000円の間違ひではないかどうかということが1つと、もしこのままだとすれば、格安の理由として、例えば近い親戚であるとか、あるいは作物の生育が悪い、日当たりが悪いとか、そういった条件の農地だからということでしょうか。その辺お聞きします。

事務局 古内委員の質問にお答えいたします。番号180番の10アール当たりの単価ですが、これはこの●●字●●●については、圃場整備工事が済んだ地域でありまして、今回のこの契約●●円というのは、本来地権者側で負担すべき特別賦課金、これを実際は耕作者のほうに土地改良区では請求してしまう関係上、それを後からもらうということをしなない代わりに、その分を10アール当たりの賃借料から、予め削減した金額で設定したというものであります。なお、両者は親戚関係等ではありません。

議長 よろしいでしょうか。
(「はい」の声あり)

議長 そのほかございませんか。
(なしの声あり)

議長 それでは、質疑なしと認め、採決をいたします。
第2号議案、農用地利用集積計画書審議について、賛成の方の挙手を求めます。
(各委員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。

議長 続きまして、番号156番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条により、7番小野保裕委員の退席を求めます。

議長 休憩します。（１４：２１）

議長 再開いたします。（１４：２２）

議長 休憩前に引き続き、番号１５６番について審議をいたします。
質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長 質疑なしと認め、採決をいたします。
番号１５６番について賛成の方の挙手を求めます。

（各委員の挙手を確認）

議長 全員賛成と認めます。

議長 休憩します。（１４：２３）

議長 再開いたします。（１４：２３）

議長 第２号議案、農用地利用集積計画書審議については、４７議案全て賛成ですので、原案どおり許可相当と意見を付し、町長に報告をいたします。

議長 休憩します。（１４：２４）

議長 再開いたします。（１４：３２）

議長 続きまして、第３号議案、農地転用事業計画変更承認申請について議題といたします。
また、６月１３日に農地調査委員会において、現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。
はじめに、事務局より報告をお願いいたします。

事務局 （第３号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った）

議長 ありがとうございます。
引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果について報告をお願いいたします。

古内世紀委員 報告します。第３号議案、農地転用事業計画変更承認申請についての件、番号１については、●●地区の●●に位置しており、令和３年９月１０日に営農型太陽光発電設備として転用許可を受けた土地で、農地区分は第１種農地となります。
当初計画では、令和３年１１月を栽培開始時期としていましたが、営農型太陽光発電パネル等の設置が遅れたことにより、下部で小麦の栽培ができなかったため、令和４年１１月に栽培開始時期を変更するものです。
太陽光発電設備については、既に完成しておりますので、許可相当と見てきました。

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。
第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。
第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

議長

以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第6回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和 年 月 日

会 長

署名委員
議席14番

署名委員
議席15番